



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働二二)

省 令

○厚生労働省令第二十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百五号)第二十五条第四項及び第七十六条の四の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八十八号を第九十四号とし、第九十五号から第九十七号までを六号ずつ繰り下げ、第九十八号を第九十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十六 メチルニ―(四―フルオロベンジル)―一H―インダゾール―三―カルボキサ―ミド―一三―ジメチルブタノアールト及びその塩類

第一条中第四十九号を第五十四号とし、第九十五号から第九十八号までを五号ずつ繰り下げ、第九十九号を第三十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十九 一―(ベンゾフラン―ニ―イル)プロパン―ニ―アミン及びその塩類

第一条中第三十三号を第三十七号とし、第九十二号を第三十六号とし、第九十三号を第三十五号とし、第九十四号を第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十四 四―ベンジルペリジン及びその塩類

第一条中第二十九号を第三十二号とし、第九十八号から第九十八号までを三号ずつ繰り下げ、第九十九号を第九十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百一 一―(フェニルペンタン―ニ―イル)ピロリジン及びその塩類

第一条中第六十六号を第八号とし、第四十六号から第九十五号までを二号ずつ繰り下げ、第四十五号を第四十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十七 キノリン―ハ―イル―一―(四―フルオロベンジル)―一H―インダゾール―三―カルボキシル―アールト及びその塩類

第一条中第四十四号を第四十五号とし、第三十四号から第四十三号までを一号ずつ繰り下げ、第三十三号の次に次の一号を加える。

三十四 一―(インダン―五―イル)―ニ―(ピロリジン―一―イル)ヘキサ―ニ―オン及びその塩類

第二条第五号の表中一―(三―フルオロフェニル)プロパン―ニ―アミン、その塩類及びこれらを含む物の項の次に次のように加える。

四―ベンジルペリジン、その塩類及びこれらを含む物

一―(ベンゾフラン―ニ―イル)プロパン―ニ―アミン、その塩類及びこれらを含む物

一 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途	二 学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)
------------------------	--

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。